

## 施業転換資金の導入と取り組み



(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社  
専務理事(兼事務局長) 地村信一



### 1 本県公社の設立

滋賀県には二つの造林公社がある。社団法人滋賀県造林公社（以下「滋賀県公社」という。）は、昭和40年に滋賀県が中心となり、びわ湖下流域の地方公共団体との間で、びわ湖の水源林を造成するため、長期的な造林計画の推進が不可欠であるとの合意のもとで、設立された。

設立後、事業資金については、農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）のほか滋賀県をはじめ下流団体である大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、および阪神水道企業団の8団体から借り入れることになった。

滋賀県公社は、昭和47年度までに7,115haの造林を行い、また、昭和47年に琵琶湖総合開発特別措置法が制定されたことにより、その中で従来の直接借り入れる方式でなく琵琶湖総合開発事業資金管理財団（滋賀県が設立し、事業資金は大阪府・兵庫県から50億円の融資を受け運営）から借り入れることとして、滋賀県公社の事業を引き継ぐ形で、昭和48年度に財団法人びわ湖造林公社（以下「びわ湖公社」という。）が設立された。設立後、平成元年度までに12,507haの造林を達成し、以後両公社あわせて19,622haの保育管理を実施しているところである（図1）。

### 2 現状と課題

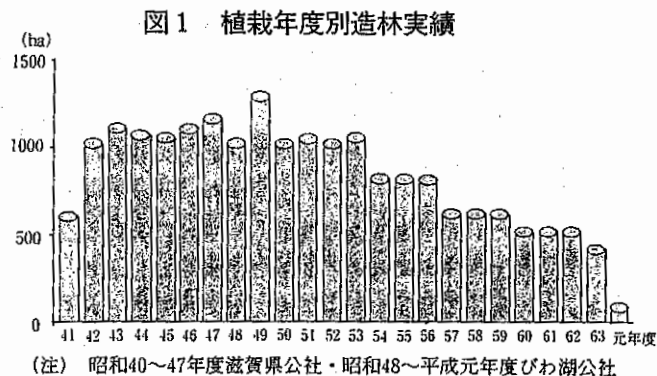
#### (1) 両公社の特徴

現在、全国の林業公社等42団体の中にあっ

て本県公社の特徴として、第1は、昭和30年代後半から、京阪神地区の都市化が急速に進み、びわ湖に依存する水需要が増大し、びわ湖を囲む重要水源地域の整備が緊急課題となったことから、上下流の地方公共団体が共同で造林事業を推進してきたこと。第2は、県内の民有林面積のうち両公社が占める民有林比率は11%（全国平均3%）に達しており、また人工林比率では25%（全国平均7%）と他府県公社に比べ、相当高い割合となっていること。第3は、経済の著しい発展に伴い、昭和40年代に多くの山林労働者が他産業へ流出したことに加え、年間の造林計画に対し県内の林業労働力が少なく慢性的な労働者の不足をきたしていた。そのため、北は東北、南は九州地方から林業労働者を求めたことにより、他府県への依存割合が約70%を占めるに至ったこと。第4は、両公社の経営について相互に併任して一つの事務局で事務事業を運営していることである。

#### (2) 公社経営地について

本県は、気象条件が南部地域と北部地域で



は大きく異なっている。南部は比較的温暖であるが、北西部地域は豪雪地帯で多い年には積雪が4mをこえるところがあり、瀬戸内型から日本海型の幅広い気候条件下にある。

地域別の造林面積をみると、県北西部が60%と多くを占めている(図2)。比較的肥沃地であったことから、スギの植栽を多く行ってきた経緯もあり、両公社が植栽した樹種の割合は、スギ67%、ヒノキ30%、マツ3%となっている。

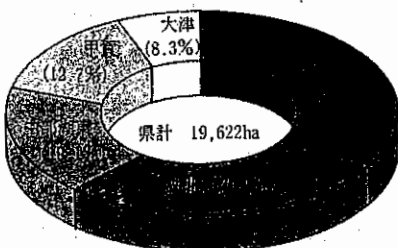
事業資金については、設立当初から約20年間は、全て非補助事業として公庫からの借入金で賄ってきたため、現在の残高は、他府県公社と比べぬきん出ている。その後、国の補助制度が充実されたことから、造林補助金の導入を図ってきたが、依然として多額の借入金が生ずる結果となっている。

### (3) 課題

両公社設立後、木材価格の低迷は、もとより、資金の高騰などにより事業投下経費や管理経費の増嵩が著しく、当初見込んでいた公庫や社員からの借入金も大幅に増加している現状にあり、公社経営の大きな課題となっている。

また、営林地が比較的奥山で大規模な造林を手がけてきたため、最寄り林道から事業地までの距離は両公社平均で960mとなっており、適正な森林の維持管理や今後の主伐材や間伐材の搬出にかかる生産コストを軽減するため、路網の整備が緊急課題となっている。

図2 地域別造林面積



志賀町南比良営林地から見た琵琶湖

## 3 施業転換資金制度導入の経緯

### (1) 長伐期への移行

両公社とも、毎年約1,000haに及ぶ造林を進めてきたが、これを伐期到来期ごとに一斉皆伐を行うと、琵琶湖の水源かん養や、県土の保全などの公益的機能の低下が懸念される。

一方、近年の木材価格が低迷している状況においては、短伐期施業での単一製品の生産では、計画どおりの収入が見込まれない。

このため、伐期を分散、延長しながら、大径材・優良材等の多様な生産を目指し、少しでも高収入が得られる長伐期施業への移行の必要性について、平成3年度から検討を加えてきたところである。

### (2) 施業転換資金制度の導入経過

平成3年の森林法の改正に伴い、長伐期施業・複層林施業が位置づけられ、従来の施業体系をこれらの体系に転換することに伴って、既往の造林資金を同じ公庫資金で借り換える施業転換資金制度が平成4年3月に発足した。公社においては長伐期に移行することにすれば、伐採収入の遅れ及びこれに伴う公庫等への返済資金の調達が遅れることとなり、またその金利負担も増加することになるのでそれに向けた検討が必要であった。

平成4年3月から、導入について滋賀県や下流社員と協議・検討を始め、公庫近畿支店より制度の内容や導入についてのアドバイス

を受け、更には林野庁、公庫本店、全国森林整備協会とも協議を行ってきた。

こうした協議を踏まえ、長伐期施業に伴う経営計画を策定して、平成7年12月によりやく滋賀県及び下流社員の賛同が得られ、当制度を導入することになった。びわ湖公社についても並行して検討を加え、関係機関の了承を得て、導入することにした。

この制度を利用するためには、平成3年に改正された森林法に基づき、「特定施業森林」の区域指定を受ける必要があるため、滋賀県森林審議会において指定を受けた。

これを受けて公社は「特定森林施業計画」を策定することが可能となり、計画に必要な土地所有者の同意を得ることを含めた事務処理に取りかかった。

ただし、次にあげる造林地は従来どおり一般森林として取り扱い「特定森林施業計画」から除いた（今回の借換率算定の根拠）。

ア 択伐施業の義務づけなど法令等で特定森林施業計画対象外とされている造林地。

イ 生育状況が良好で、土地所有者が当初の分収契約どおりの伐採を望む造林地。

ウ 長伐期に移行しても十分な材積が得られず、伐採収益が期待できない造林地。

特定森林施業計画は、平成9年2月に滋賀県知事の認定を受けることができた。

なお、この制度は既往造林資金の借換になるが、償還期間の延長に伴い、滋賀県の損失補償が必要なことから、平成9年2月の県議会に提案され、承認を得た。両公社においても、理事会・総会の議決を得た。

借換額の算定は、昭和42年度から昭和61年度までの長伐特認を受けていない借入金のうち約80%相当を対象とした。借換後の金利は、近年の低金利状況下から非補助資金は3.5%→2.7%、補助残は4.6~6.5%→2.85%に軽減

されることとなった。借換率および施業転換資金の利用額は次のとおりである。

表1 施業転換資金利用額(借換額) (単位:百万円)

公社別	平成7年度 末残高	昭和42~61年 残高 A	借換率 B(%)	借換額 A×B
県公社	11,107	9,638	75	7,228
びわ湖公社	32,378	23,146	82	18,980
計	43,485	32,784	(80)	26,208

(注) 昭和62年以降の借入金は、全て長伐特認を受けているのでこの施業転換資金の対象からは除かれる。

なお、今回の長伐期施業への移行は、滋賀県が策定した「林業経営基盤の強化並びに木材の生産および流通の合理化に関する事項の基本構想」においても、公社造林については特定森林施業計画制度による長伐期施業へ転換していくことと位置づけされている。

#### 4 借換の効果等

本制度の導入に伴い、経営期間の長期化と償還期間の延長が図れることにより、主伐収入が得られる時期と公庫償還金の償還時期のズレが縮小される。また、両公社の公庫借入金残高は、435億円に達していることから、借入金の単年度の利息の軽減が図られることのほか、借入期間が最大25年延長されることによって、元金が償還が先送りされるため、当面の資金手当が容易になる。償還利息については、借換による金利低下の軽減額が年額約2億円、期間計で55億3,500万円となり、一方償還期間を延長することに伴う増加利息は、87億4,200万円であることから、差し引き32億1,400万円の負担増加となる。しかし、据置期限を延長する効果として、公庫への償還額(元利合計)が両公社あわせて平成24年度までは、年間約8億円軽減(総額では約127億円)されるので、実質的には社員借入金や県借入金の軽減になり大きな効果がある。

#### 5 これからの取り組み

この制度を導入したことに伴い、公社事業地の80%にあたる15,700haについては、現分

収造林契約期間を50年から80年に契約更改することになるが、公社の当面の最重要課題として、本年4月に担当係を新設し、さらにはプロジェクトチームを編成して、今後5か年間で役職員一丸となって、契約更改に取り組む体制を整備した。当公社の契約状況は図3のとおり、個人と契約しているケースが多く、全体の契約件数は3,600件余、契約者も実質2,500人にのぼっており、契約更改は、表2のとおり最低約2,050人を目標として現在、鋭意作業を進めているところである。

### むすび

本制度が創設されたことにより、長伐期に移行する一つの動機づけとなり、当面のメリット、デメリットを十分に検討した結果、導入することが得策であるとの結論に達し、今回実行することとした。

長伐期に移行することは、伐期の分散化や単年度の伐採面積の調整ができる意味で、びわ湖の水資源のかん養や県土の環境保全等公

図3 所有形態別分収造林契約の内訳

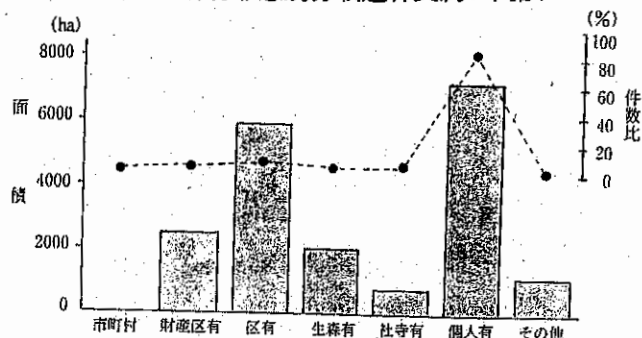


表2 分収造林契約件数等

区分	県公社	びわ湖公社	両公社計
植栽面積(ha)	7,115	12,507	19,622
契約者数(人)	712	2,142	2,854
契約件数(件)	767	2,871	3,638
契約更改対象者(人)	550	1,500	2,050
対象面積(ha)	5,400	10,300	15,700

益的機能の発揮に、より一層寄与するものと思われ、また、今までの単一的な材の生産だけでなく、多くの利用目的に沿った多様な材が生産できることから将来的には高収入が期待できるなどのメリットがある。

更には当面の金利負担の軽減や元金償還が先送りされることに伴い、今後の経営資金面での負担軽減も期待される。

一方で、最長借入期間が55年まで利用できるようになっていても、80年という長期経営の中で、現在の木材価格の情勢では、伐採収入をもって、借入金を償還できる見通しは暗く、また公社経営が事業資金の全てを借入金に依存している現状からは、経費節減等の対応では、限りがある。

我々公社が抱える悩みはより深いので、さらによりよい制度改善が図られるよう、全国森林整備協会のもと会員が結集して、国に公社経営の安定化が図られるよう強く働きかけていきたい。(ぢむら しんいち)

### 現時点の作業計画

#### 準備作業

#### 1 関係書類の整備等

- ①土地所有者台帳、図面等の整理
  - ・森林・所有者別契約地の状況把握や問題事項の整理等
- ②登記簿調査
  - ・名義人、各種権利人の確認調査
- ③相続関係書類の準備(未相続に限る)
  - ・円滑な更改を行うために必要な場合は手続きの手伝い
- ④変更分収造林契約書の作成
  - ・現契約書との内容調整
- ⑤地上権変更設定の準備
- ⑥説明会等の準備
  - ・手法の整理
  - ・説明会不参加者、県外所有者への説明手法
- ⑦土地所有者に理解を得るための戦略検討

#### 2 依頼文書の作成

- ①土地所有者に対する更改協力の依頼
  - ・趣意書の作成…長伐期への移行理由、契約期間延長の必要性
  - ・契約更改協力の依頼文の作成
- ②啓発・更改推進のための協力依頼
  - ・関係市町村長
  - ・県の林業関係機関の長
  - ・県森林組合連合会・地元森林組合等